

令和2年度
(2020年度)
行政監査結果報告書

プロポーザル方式による契約について

小松市監査委員

監第 160 号
令和 3 年 3 月 31 日

小松市議会議長 高 野 哲 郎 様
小松市長 和 田 慎 司 様
小松市教育長 石 黒 和 彦 様

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

令和 2 年度行政監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による令和 2 年度行政監査を、小松市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要

| | | |
|----|------------|---|
| 1. | 監査の種類 | 1 |
| 2. | 監査のテーマ | 1 |
| 3. | 監査の目的 | 1 |
| 4. | 監査の対象 | 1 |
| 5. | 監査の実施期間 | 1 |
| 6. | 監査の方法及び手続き | 1 |
| 7. | 監査の着眼点 | 2 |

第2 監査の結果

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1. | プロポーザル方式について | 2 |
| (1) | プロポーザル方式の概要 | 2 |
| (2) | 本市の状況 | 3 |
| 2. | 調査票調査の結果 | 4 |
| (1) | 調査票で回答された事業一覧 | 4 |
| (2) | 調査票回答のまとめ | 6 |
| 3. | 着眼点に基づく意見等 | 16 |
| (1) | プロポーザル方式による随意契約を採用した理由は適切か | 16 |
| (2) | 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか | 16 |
| (3) | 選定の体制は適切か | 17 |
| (4) | 評価・選定は合理的か | 17 |
| (5) | 契約において事業者の提案を活かしているか | 17 |
| (6) | 成果の検証を行っているか | 18 |
| (7) | その他 | 18 |
| 4. | 全体意見（むすび） | 18 |

第 1. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査

2. 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

3. 監査の目的

近年、地方自治体では、高度で専門的な技術や経験、創造性等を必要とする事業において、プロポーザル方式による事業者選定が見られるようになった。

本市でも、業務委託等において採用されているが、全庁的に統一した指針は存在せず、対象事業の選定や手続き等、各部署の判断において行われているところである。

このような状況を踏まえ、本市のプロポーザル方式による契約について、各部署の実施状況の把握と、公平性、効率性及び透明性の観点から検証を行い、今後、本市におけるプロポーザル方式による契約の適切な実施に資することを目的として監査を実施した。

4. 監査の対象

平成 29 年度，平成 30 年度，令和元年度に一般会計・特別会計・企業会計においてプロポーザル方式により事業者を選定した事業
ただし，指定管理者の選定は除く。

5. 監査の実施期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 15 日まで

6. 監査の方法及び手続き

監査対象となる事業の把握のため、平成 29 年度，平成 30 年度，令和元年度にプロポーザル方式により事業者を選定した事業について、全部署に照会した。該当がある場合には、着眼点に基づき作成した調査票への回答と、事業に関連する文書・簿冊の提出を求めた。結果、該当するものは 35 事業であった。

調査票の回答を基に、業務内容や部署のバランス等を考慮し 5 事業を抽出したうえで、担当部署に監査資料の作成を依頼し、監査委員監査を実施した。

7. 監査の着眼点

- (1) プロポーザル方式による随意契約を採用した理由は適切か
- (2) 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか
- (3) 選定の体制は適切か
- (4) 評価・選定は合理的か
- (5) 契約において事業者の提案を活かしているか
- (6) 成果の検証を行っているか

第2. 監査の結果

1. プロポーザル方式について

(1) プロポーザル方式の概要

地方自治体の契約について、地方自治法では売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ、原則として一般競争入札により行うこととされている。

近年、価格競争の激化や行政サービスの多様化・高度化に伴い、工事、業務の品質を確保する観点から、価格のみの競争によらず企画力、技術力、遂行能力等も事業者を求める場合が増えてきている。その場合の手法として、契約の候補者を選定するプロポーザル方式のほか、企画提案そのものを選定するコンペ方式や、競争入札で価格と価格以外の要素（技術力等）を評価して落札者を決定する総合評価方式が採用されている。

プロポーザル方式は、価格のみの競争では所期の目的を達成することが難しい場合に、複数の事業者から企画提案等を求め、その内容を審査し、最も適した者を契約の候補者として選定する方式である。高度で専門的な技術や経験、創造性等を必要とする事業、事前に仕様を明確にできない事業等に適していると言える。

主なメリットとしては、事業者を企画提案等の審査により選定できる点や、仕様内容・価格について交渉したうえで契約できる点があり、当該業務の品質確保に繋がられることである。一方で、客観的な評価基準の設定、公正な審査及び選定プロセスの透明性の確保に十分留意することが求められる。

選定された事業者との契約については、地方自治法第234条第1項に定める随意契約であり、特命随意契約（単数の者から見積書を徴収するもので1者随契とも言われる。）として、同法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用している。

<参考>

地方自治法

(契約の締結)

第 234 条 売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる。

3～6 略

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は，次に掲げる場合とする。

1 略

2 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

3～9 略

(2) 本市の状況

本市では，プロポーザル方式に関する個別の指針等は定められていない。財務事務を行う際の指針となる予算執行方針には，財務事務フロー，契約に関する財務事務フローなどは記載されているものの，プロポーザル方式に関して特段の記載は見られない。

予定価格が 130 万円超の工事，50 万円超の委託料の場合，入札契約は管財総務課で行うこととされているが，プロポーザル方式の場合は，その採用の決定から契約締結に至るまで担当部署の裁量で行っている。また，小松市における実施状況について取りまとめている部署はなく，採用した事業を把握するためには，全部署に対して調査が必要な状況であった。

2. 調査票調査の結果

(1) 調査票で回答された事業一覧

| No. | 部署名 | 事業名 | 実施年度 | |
|-----|----------------------------|-----------|------------------------------|--------|
| 1 | 総合政策部 | 国際&経営政策課 | 小松・能美連携による北陸新幹線小松開業プロモーション業務 | 令和元年度 |
| 2 | | 広報秘書課 | 小松市ホームページ再構築および CMS 調達 | 平成30年度 |
| 3 | | | 「移住・定住促進」広告宣伝業務 | 令和元年度 |
| 4 | | | 「広報こまつ」印刷製本請負契約 | 平成29年度 |
| 5 | | | 「広報こまつ」印刷製本請負契約 | 平成30年度 |
| 6 | | | 「広報こまつ」印刷製本請負契約 | 令和元年度 |
| 7 | 共創市民部 | はつらつ協働課 | 小松市コミュニティバス運行業務 | 令和元年度 |
| 8 | 予防先進部 | こども家庭課 | (仮称) 松東地域保育所設計業務 | 令和元年度 |
| 9 | | | のしろ児童館整備事業設計業務 | 令和元年度 |
| 10 | | 長寿介護課 | 介護保険サービス事業所の選定 | 平成30年度 |
| 11 | | | 介護保険サービス事業所の選定 | 平成30年度 |
| 12 | | ふれあい福祉課 | 生活困窮者等就労準備支援事業 | 平成29年度 |
| 13 | | 小松市民病院総務課 | FMS 方式による検体検査業務 | 平成30年度 |
| 14 | | | 医療材料調達業務 | 平成30年度 |
| 15 | | | 給食委託業務 | 平成30年度 |
| 16 | | | 国民健康保険小松市民病院収益向上支援業務 | 令和元年度 |
| 17 | 国民健康保険小松市民病院診療費等収納(口座振替)業務 | | 令和元年度 | |

| No. | 部署名 | | 事業名 | 実施年度 |
|-----|----------|----------|--|--------|
| 18 | にぎわい交流部 | 観光文化課 | (仮称) 大杉江戸古民家の里創生整備事業 | 平成30年度 |
| 19 | | | こまつサポート AI システム導入業務 | 平成30年度 |
| 20 | | | メディアを活用した小松市魅力発信業務 | 平成30年度 |
| 21 | | | 勸進帳ものがたり館展示設計製作業務, 勸進帳ものがたり館展示改修基本計画策定業務 | 平成30年度 |
| 22 | | | メディアを活用した小松市魅力発信業務 | 令和元年度 |
| 23 | | | 観音下石切り場を活用した魅力発信業務 | 令和元年度 |
| 24 | | | 前政府専用機貴賓室展示業務 | 令和元年度 |
| 25 | | スポーツ育成課 | 大倉岳高原スキー場第3(旧第4)リフト改築工事 | 平成30年度 |
| 26 | 産業未来部 | 農林水産課 | 旧西尾小学校跡地活用事業(基本設計及び実施設計業務, 監理業務) | 令和元年度 |
| 27 | | エコロジー推進課 | 小松市指定ごみダイエット袋製造・販売業務委託 | 平成30年度 |
| 28 | 創造部 | 建築住宅課 | 小松市営木曾町住宅余剰地活用の関心表明者募集プロポーザル | 平成30年度 |
| 29 | 上下水道局 | 上下水道建設課 | 小松市汚泥処理再構築に係る PPP/PFI 活用可能性調査業務 | 平成29年度 |
| 30 | | 上下水道管理課 | 小松市公共下水道施設維持管理業務委託(複数年) | 平成30年度 |
| 31 | 教育委員会事務局 | 教育庶務課 | (仮称) 小松市立松東みどり学園校舎整備事業設計業務 | 平成29年度 |
| 32 | | 学校教育課 | 小松市学校給食調理等業務委託(安宅小学校他3校) | 平成29年度 |
| 33 | | | 小松市学校給食調理等業務委託(荒屋小学校他4校) | 平成30年度 |
| 34 | | | 小松市学校給食調理等業務委託(芦城小学校他5校) | 令和元年度 |
| 35 | | | 小松市学校給食調理等業務委託(稚松小学校他4校) | 令和元年度 |

(2) 調査票回答のまとめ

【1 プロポーザル方式を採用した事業について】

1. プロポーザルの実施年度及び選定した業者との契約締結年度

| プロポーザル 実施年度 | 契約締結年度 | | | | 件数 (構成比) |
|----------------|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和 2 年度 | |
| 平成 29 年度 | 1 | 4 | | | 5 (14.7%) |
| 平成 30 年度 | | 7 | 8 | | 15 (44.1%) |
| 令和元年度 | | | 7 | 7 | 14 (41.2%) |
| 合計 | 1 | 11 | 15 | 7 | 34 (100%) |

契約未締結 1 件

プロポーザルの実施年度と契約締結年度は必ずしも同じでなく、次年度に契約を締結している場合もある。

2. 予定金額 (上限額)

| 金額 | ～500 万円 | ～1,000 万円 | ～5,000 万円 | ～1 億円 | 1 億円超 | 合計 |
|----|------------|--------------|--------------|-------|-------|----|
| 件数 | 6 | 2 | 12 | 1 | 6 | 27 |

提示なし 8 件 (収入 1 件, 補助金交付 2 件, 固定費+単価契約 1 件を含む)
予定金額について, 複数年度の総額で記載しているものもある。

予定金額の大小に関らず, プロポーザル方式が採用されている。

3. 実際の契約金額

| 金額 | ～500 万円 | ～1,000 万円 | ～5,000 万円 | ～1 億円 | 1 億円超 | 合計 |
|----|------------|--------------|--------------|-------|-------|----|
| 件数 | 7 | 1 | 13 | 1 | 6 | 28 |

その他: 収入 1 件, 補助金交付 2 件, 固定費+単価契約 3 件, 契約未締結 1 件
契約金額について, 複数年度の総額で記載しているものもある。

4. 契約期間

| 契約期間 | 件数 (構成比) |
|-------|------------|
| 1 年以内 | 21 (61.8%) |
| 2 年以上 | 13 (38.2%) |
| 合計 | 34 (100%) |

契約期間の最長: 5 年間

5. 業務内容について

| 業務内容 | 件数 | (構成比) |
|-----------|----|---------|
| 設計 | 3 | (8.5%) |
| 計画策定 | 1 | (2.9%) |
| 情報システム構築 | 2 | (5.7%) |
| 施設維持管理 | 1 | (2.9%) |
| 催事企画運営 | | (—) |
| 上記以外の業務委託 | 17 | (48.6%) |
| その他 | 11 | (31.4%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

上記以外の業務委託の主な回答

給食調理, プロモーション・広告宣伝, バス運行等

その他の主な回答

設計・監理・工事・管理運営, 事業所開設, 経営に係る分析・改善

採用されている業務の内容は多岐に渡っており, 設計, 工事, 監理, 管理運営など, 従来は別々に発注していたものを合わせて発注しているものも見受けられた。

【2 プロポーザル方式の実施について】

1. プロポーザル方式を採用した理由について (自由記載)

調査回答における記載を分類すると以下ようになった。

| 採用理由 | 件数 | (構成比) |
|---|----|---------|
| 参加者の企画や技術力, 実績に基づき仕様を決定する方が優れた成果が期待できるため | 13 | (37.2%) |
| 大規模複雑な施工計画の立案や優れた施行能力などを要する業務で高度な知識と豊富な実績を必要とするため | 7 | (20.0%) |
| 印刷物作成など, 芸術性や創造性, デザイン力を必要とするため | 4 | (11.4%) |
| 価格だけでなく総合的な判断が必要なため | 6 | (17.1%) |
| その他 | 5 | (14.3%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

その他の主な回答

民間事業者のノウハウを活用し, 効率的・効果的に事業を実施するため

介護事業所の運営希望者から優れたものを指定するため

2. 対象事業へのプロポーザル方式の採用回数

| 採用回数 | 件数 | (構成比) |
|--------|----|---------|
| 今回が初めて | 21 | (60.0%) |
| 2回目以降 | 14 | (40.0%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

半数以上がプロポーザル方式を初めて採用していた。

3. プロポーザル方式採用の意思決定方法

| 意思決定方法 | 件数 | (構成比) |
|--------|----|---------|
| 起案 | 28 | (80.0%) |
| 会議 | 7 | (20.0%) |
| その他 | | (—) |
| 合計 | 35 | (100%) |

起案の決裁者の職名

市長 17 件, 副市長 1 件, 部長 7 件, 課長・院長・病院管理局長各 1 件

4. 実施の際に参考にした資料 (複数回答可)

| 参考資料 | 件数 | (構成比) |
|------------|----|---------|
| 他市の情報 | 18 | (38.3%) |
| 小松市の他所属の資料 | 11 | (23.4%) |
| 自分の所属の過去資料 | 16 | (34.0%) |
| その他 | 2 | (4.3%) |
| 合計 | 47 | (100%) |

その他の回答

国の資料, 包括的民間委託等実施運営マニュアル (案)

5. プロポーザルの準備にかかった事務処理期間 (募集要領や評価基準の作成など)

| 事務処理期間 | 件数 | (構成比) |
|------------|----|---------|
| 2週間以内 | 2 | (5.7%) |
| 2週間超 1ヶ月以内 | 14 | (40.0%) |
| 1ヶ月超 | 19 | (54.3%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

半数以上が準備に1ヶ月以上要していた。

6. 実施要領等の制定

| 要領等の制定 | 件数 | (構成比) |
|---------|----|--------|
| 制定した | 35 | (100%) |
| 制定していない | | (—) |
| 合計 | 35 | (100%) |

制定されていた要領等の名称の内訳は、要領 21 件、要項 11 件、要綱 2 件、募集公告 1 件であった。

7. 予定金額積算時の参考資料（複数回答可）

| 参考資料 | 件数 | (構成比) |
|---------|----|---------|
| 業者の参考見積 | 14 | (35.0%) |
| 過去の契約金額 | 5 | (12.5%) |
| 類似業務の価格 | 4 | (10.0%) |
| 予算査定額 | 8 | (20.0%) |
| その他 | 9 | (22.5%) |
| 合計 | 40 | (100%) |

その他の主な回答

補助金交付要綱、導入前の実績額、委託料算定シート

【3 事業者の募集方法について】

1. 事業者の募集方法

| 募集方法 | 件数 | (構成比) |
|------|----|---------|
| 公募 | 33 | (94.3%) |
| 指名 | 2 | (5.7%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

公募によるとの回答がほとんどであった。指名については、前年度公募で実施した結果を踏まえての改善対応であった。

2. 実施の周知方法（公募 33 件中，複数回答可）

| 周知方法 | 件数 | (構成比) |
|-------------|----|---------|
| ホームページ | 30 | (69.8%) |
| 小松市掲示場（庁舎前） | 8 | (18.6%) |
| 小松市掲示場（電子） | | (—) |
| 広報こまつ | | (—) |
| その他 | 5 | (11.6%) |
| 合計 | 43 | (100%) |

その他の回答

参加有資格者へ個別通知，建設工業新聞，入札情報システム

3. 募集日数と参加事業者数の関係（公募 33 件中）

| 募集日数 | 参加事業者数 | | | | | | | | 合計 |
|------|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1者 | 2者 | 3者 | 4者 | 5者 | 6者 | 7者 | 8者 | |
| ～14日 | 3 | 1 | | | | | | | 4 |
| ～21日 | 3 | 3 | 4 | | 1 | | | | 11 |
| ～28日 | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | | 6 |
| 28日超 | 4 | 3 | 2 | | | | 1 | 2 | 12 |
| 合計 | 13 | 8 | 6 | 1 | 2 | | 1 | 2 | 33 |

募集日数 最短9日間，最長75日間

参加事業者が多い事業では，比較的募集日数が長くなっていた。

4. 評価基準の事前公表と参加事業者数の関係

| 評価基準 | 参加事業者数 | | | | | | | | 合計 |
|---------|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1者 | 2者 | 3者 | 4者 | 5者 | 6者 | 7者 | 8者 | |
| 事前公表した | 8 | 1 | 1 | | 2 | | 1 | 2 | 15 |
| 事前公表しない | 5 | 7 | 7 | 1 | | | | | 20 |
| 合計 | 13 | 8 | 8 | 1 | 2 | | 1 | 2 | 35 |

半数以上が評価基準を事前公表していなかった。事前公表しなかった事業では，比較的参加事業者は少なかった。

【4 事業者の選定について】

1. 選定委員会の設置及び委員数

| 設置・委員数 | | 件数 | (構成比) |
|---------|----|----|---------|
| 設置した | 3人 | 2 | (5.7%) |
| | 4人 | 3 | (8.6%) |
| | 5人 | 15 | (42.9%) |
| | 6人 | 11 | (31.4%) |
| | 7人 | 4 | (11.4%) |
| | 小計 | 35 | (100%) |
| 設置しなかった | | | (-) |
| 合計 | | 35 | (100%) |

全ての事業で選定委員会を設置していた。

2. 選定委員会の構成

| 職種 | 左記を含む 委員会数 | 延べ 人数 | 1委員会での 最大人数 |
|------------------|---------------|----------|----------------|
| 大学教授（准教授，講師を含む。） | 12 | 14 | 2 |
| 公認会計士・税理士 | 3 | 3 | 1 |
| 関係団体代表者等 | 13 | 15 | 3 |
| 市職員 | 34 | 128 | 6 |
| その他 | 15 | 27 | 3 |

関係団体代表者等及びその他の主な回答

県関係機関の長（保健所所長，県関係課の長），連合町内会長，地元組織，施設管理者，弁護士など

市職員のみで構成されている委員会は11件であった。

3. 選定委員会の開催回数

| 開催回数 | 1回 | 2回 | 3回 | 合計 |
|------|----|----|----|----|
| 件数 | 29 | 2 | 4 | 35 |

選定基準の打合せや書類審査のため，複数回開催している事業もあった。

4. 評価基準の項目

| 評価項目 | 件数 | (構成比) |
|----------|-----|---------|
| 事業者の運営体制 | 32 | (20.2%) |
| 事業者の実績 | 30 | (19.0%) |
| 提案内容の実現性 | 31 | (19.6%) |
| 提案内容の独創性 | 28 | (17.7%) |
| 提案内容の経済性 | 23 | (14.6%) |
| その他 | 14 | (8.9%) |
| 合計 | 158 | (100%) |

その他の主な回答

課題に対する技術提案内容、提案内容の具体性・的確性、業務目的の理解度、有益な提案の有無など

(参考)

事業者の運営体制：提案者が業務を安定的に実施できる体制であるか

事業者の実績：受託するにふさわしい技術力、経験、熟練度であるか

提案内容の実現性：当該事業を実施しやすい内容となっているか

提案内容の独創性：事業者のノウハウや知識経験を活かした創意工夫がみられるか

提案内容の経済性：参考見積価格は妥当であるか。費用面での節減が図られているか

その他：自由記載

評価基準に極端な偏りは見られず、複数の項目を用い、選定を行っている。中には、事業者選定に必要なと思われる運営体制や実績を含めていない事業もあった。

5. 選定の方法

| 選定方法 | 件数 | (構成比) |
|-----------|----|---------|
| 評価点のみ | 17 | (48.6%) |
| 委員の合議 | | (-) |
| 評価点と委員の合議 | 18 | (51.4%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

6. 選定結果の通知

| 結果通知 | 件数 | (構成比) |
|-----------|----|--------|
| 提案した事業者全員 | 35 | (100%) |
| 選定した事業者のみ | | (-) |
| 合計 | 35 | (100%) |

全ての事業で提案者全員に通知していた。

7. 選定理由の通知

| 選定理由の通知先 | 件数 | (構成比) |
|--------------|----|---------|
| 提案した事業者全員に通知 | 11 | (31.4%) |
| 選定した事業者のみに通知 | 2 | (5.7%) |
| 通知はしていない | 22 | (62.9%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

6. では選定結果は全員に通知していたが、選定理由まで記載している事業は少なかった。

8. 選定結果の公表

| 選定結果の公表 | 件数 | (構成比) |
|---------|----|---------|
| 公表した | 12 | (34.3%) |
| 公表していない | 23 | (65.7%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

半数以上が選定結果を公表していなかった。

9. 選定結果の公表方法（複数回答可）

| 公表方法 | 件数 | (構成比) |
|-------------|----|--------|
| ホームページ | 12 | (100%) |
| 小松市掲示場（庁舎前） | | (-) |
| 小松市掲示場（電子） | | (-) |
| 広報こまつ | | (-) |
| その他 | | (-) |
| 合計 | 12 | (100%) |

選定結果の公表は、全てホームページによるものであった。

【5 プロポーザルの提案の活用等について】

1. 事業者からの提案活用

| 提案活用 | 件数 | (構成比) |
|---------|----|---------|
| 活用した | 32 | (91.4%) |
| 活用していない | 3 | (8.6%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

活用していない場合の主な理由
 提案についての導入時期の検討が必要である
 社会的情勢により本市では優位性が確約できない

2. 成果の検証の実施

| 成果の検証 | 件数 | (構成比) |
|--------|----|---------|
| 行った | 28 | (82.4%) |
| 行っていない | 7 | (17.6%) |
| 合計 | 35 | (100%) |

3. 成果の検証方法

| 成果の検証方法 | 件数 | (構成比) |
|----------------------|----|---------|
| 竣工検査又は成果物の確認 | 9 | (32.1%) |
| 提出された報告書の確認や業者との打合せ等 | 14 | (50.0%) |
| アンケート等で得られた結果に基づき検証 | 4 | (14.3%) |
| その他 | 1 | (3.6%) |
| 合計 | 28 | (100%) |

その他の回答
 実際の収益に反映されているか

4. プロポーザル方式採用の有効度

| 有効度 | 件数 | (構成比) |
|------------|----|---------|
| 大いに有効であった | 13 | (38.2%) |
| まあまあ有効であった | 17 | (50.0%) |
| どちらともいえない | 4 | (11.8%) |
| あまり有効でなかった | | (—) |
| 全く有効でなかった | | (—) |
| 合計 | 34 | (100%) |

「大いに有効であった」「まあまあ有効であった」との回答を合わせると 30 件 (88.2%) であり、ほとんどの事業で有効であった。

5. 事務遂行において難しかった点（自由記載）
 回答をまとめた結果は以下のとおりである。

| 難しかった点 | 件数 |
|----------------------|----|
| 評価基準の設定 | 3 |
| 募集要領等の作成 | 3 |
| 類似事例や経験がなく手探りであった | 3 |
| 参加事業者が少数だった | 2 |
| 募集方法に課題（HPでの周知徹底が困難） | 2 |
| 参考にできる資料が少なかった | 2 |
| 地元住民と選定事業者の意向の仲介 | 2 |
| 調整、合意形成に時間を要した | 1 |
| 提案内容の理解に専門知識が必要である | 1 |
| 審査委員が多忙のため日程調整に苦労した | 1 |
| 合計 | 20 |

3. 着眼点に基づく意見等

(1) プロポーザル方式による随意契約を採用した理由は適切か

調査票の回答では、プロポーザル方式を採用した理由については概ね妥当であったが、調査したところ、起案文書等で明確に記載されている事例は少なかった。プロポーザル方式の安易な採用を避けるため、この方式が最適であるかの確認をすることは重要であり、採用理由については文書によって記録されたい。

意思決定方法については、起案決裁によるとの回答が 28 件 (80%) あった。決裁区分は市長から課長までと様々であり、確認したところ、一部の部署では事務決裁規程の予算執行伺の区分を準用したとのことであった。

担当部署がスムーズに適切な判断ができるよう、プロポーザル方式の対象業務や採用決定方法について基準を定めることが望ましい。

また、同一事業において、数年に渡りこの方式を採用している事例が見受けられた。プロポーザル方式は契約における例外的な手法であるため、蓄積したノウハウにより仕様内容を定めることができる場合は、価格による競争入札への移行を検討することも必要である。

(2) 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか

募集に関する要領等は全事例で作成されていたものの、名称は要領、要項、要綱などまちまちであった。内容についても、説明会の開催や参加表明の有無、提案締め切りまでの期間の設定、参加資格の確認方法など各担当部署の裁量で決められていた。事務の適正化、効率化を図るためにも、基本的事項について基準を定めることが望ましい。

周知方法については、公募を行った 33 件中 30 件がホームページを利用したとの回答であった。掲載は主に各担当部署のページ内であり、市全体で一括されておらず、事業者等が情報にアクセスしにくいのではないかと考えられる。

参加事業者数については、1 者である事例が 13 件 (37.1%) あり約 1/3 を占めていたが、プロポーザル方式においても競争原理を働かせることは重要である。事業者が情報に容易にたどり着ける工夫や参加準備を行う期間の確保、事業内容に見合った事業費の積算などにより参加事業者を増やすように努め、競争性を確保されたい。

また、評価基準については、事前公表していない事例が 20 件 (57.1%) と半数を超えていた。事務遂行に支障がない限り事前公表し、事業者の的確な提案に繋げられたい。

(3) 選定の体制は適切か

事業者からの提案等を審査し契約の候補者を選定するための委員会は、設置要綱等の有無において違いが見られたものの、今回の監査対象全ての事例で設置されており、その点は評価したい。

選定委員の構成を見ると外部の委員を含めているものは24件(68.6%)であり、約2/3を占めていた。選定の客観性、透明性を高めるためにも、業務内容の専門性により必要に応じて外部委員を含めることが望ましい。

また、委員の選定方法や決定する際の決裁手続きなどにおいて、様々な事務処理が見られた。選定委員の選定では、市民や事業者に疑念を抱かれることがないよう、特に慎重になることが大切である。選定委員会に関する基準を設けることがより透明性の高い契約事務に繋がるものとする。

(4) 評価・選定は合理的か

契約の候補者の選定にあたっては、どのような評価基準によるかが重要なポイントとなる。調査したところ、それぞれ事業の特性に応じた複数の視点から評価していた。中には、特に重要な点に加重配点をしている事例や最低基準点を設けている事例、価格を評価対象としている事例などがあり、品質の確保や実現可能性に留意し適切な事業者が選定されるよう努めていた。また、参加事業者が1者のみの場合でも選定委員会は開催されていた。

選定の方法としては「評価点と委員の合議」との回答が18件(51.4%)と半数を超えていたが、提出簿冊を確認したところ、選定委員会の議事録が作成されていないものが見受けられた。議事録は、委員の合議がどのようになされたのか、その内容や選定までの経過等、事業者選定の基礎となるものである。採点の集計等と合わせ、標準的な様式などにより議事録を作成・保存し、選定手続きの透明性・客観性の確保に努められたい。

(5) 契約において事業者の提案を活かしているか

プロポーザル方式のメリットとして、競争入札と異なり、選定後に事業者からの提案を基に、業務の仕様・価格を検討したうえで契約できることが挙げられる。調査票では、提案を活用したとの回答が32件(91.4%)あったが、事業者が選定されてから実際の契約締結までの日数が短いものも見受けられた。事業内容の充実を図るためにも十分に意見を交わす期間を設け、より高い成果に繋がられたい。

(6) 成果の検証を行っているか

成果の検証は、事業が未完了の場合を除いた 28 件 (82.4%) が行ったとの回答であり、中にはアンケートを実施していた事例もあった。プロポーザル方式は企画提案等により契約の候補者を選定する方法である。その特性を踏まえ、検査調書等による履行の確認にとどまらず、当初に求めていた効果が得られたかという事業の成果についても把握、整理しておかれることが望ましい。

(7) その他

- ア. 予算執行伺の起票日について、公募開始日や事業者への選定通知発送日、契約締結日、翌年度の 4 月 1 日など、その取扱は様々であった。
- イ. プロポーザルの準備期間が 1 か月以上との回答が 19 件 (54.3%) あり、「募集要項や評価基準の作成が困難であった」「経験がなく何もかも手探りであった」などの回答もあったことから、担当部署は準備に多くの時間を要し、難しさを感じながら事務を行っていることが推察できる。

4. 全体意見 (むすび)

プロポーザル方式は、事業者からの企画提案等を審査し、最も適切な創造力・技術力・経験などを持つ事業者を選定する方法である。多様化、高度化する行政ニーズに対応するために有効であり、今後プロポーザル方式による契約は増えていくことが予想される。

総務省では「地方自治体の調達には、競争性、透明性等を確保することが原則であり、住民から疑念を抱かれるようなことはあってはならない」としている。プロポーザル方式を採用した場合においても、この点に十分留意しなければならない。

今回の調査では、対象となった 42 部署のうち、16 の部署から過去 3 年間にプロポーザルを実施したと回答があった。各事例を監査した結果、大きな流れは一致しているものの、各事務手続きにおいては先に述べたとおり、基本的事項であっても担当部署によって異なる点があり、統一性が見られなかった。

加えて「プロポーザル方式を採用した理由について起案文書等で明記されていない」「準備に 1 ヶ月以上を要した」「選定委員会の議事録が作成されていない」「自所属で契約手続きを実施している」といった状況は、公平性・透明性・効率性に乏しく、不適切な事務処理に繋がるリスクがある。

これらは、過去の事例や他市の事例を参考に運用していることや、プロポーザル方式に対する職員の理解が十分ではないこと、さらには全庁的に把握し指導する部署が存在しないことに起因していると推測される。新たな手法を取り入れることは評価できるものの、これらの課題を解決していくことが必要である。

近年、人口減少や情報化社会の進展を背景に、行政事務の複雑・多様化や行政改革等の影響により、職員一人当たりの業務負担は増加傾向にある。このような中、事務処理のリスクを回避し適正な業務執行を確保するため、地方自治法が改正され、令和2年4月1日から地方公共団体で内部統制制度が導入されている（都道府県及び政令指定都市は必須、その他の市町村は任意）。

この内部統制の観点も踏まえ、プロポーザル方式による事務手続きの公平性、透明性を確保し、より効果的・効率的に事業を実施するため、「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（手続き等に必要とすべき基本事項を定めたもの）」を策定されたい。また、ガイドラインに基づく適切な事務の推進に当たっては、プロポーザル方式に関する事務全般を統括する部署を定めて取り組まれることが望ましい。適正かつ円滑な契約事務執行のもと、より信頼性の高い行政事務が確保されることを期待する。